

○緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令

(平成24年国土交通省訓令第31号)

| | |
|----|-----------------------|
| 制定 | 平成24年5月28日国土交通省訓令第31号 |
| 改正 | 令和3年5月17日国土交通省訓令第28号 |
| | 令和5年3月30日国土交通省訓令第9号 |
| | 令和6年3月29日国土交通省訓令第31号 |
| | 令和7年6月4日国土交通省訓令第39号 |

緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令を次のように定める。

緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令

(設置及び目的)

第1条 災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害であつて、同法第51条第1項に規定する災害応急対策責任者（以下「災害応急対策責任者」という。）が単独で同法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「災害応急対策」という。）を実施することが困難であるものをいう。次条第2項において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、同法第49条の2第2項の規定に基づき、他の災害応急対策責任者を迅速かつ的確に応援するため、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局、気象庁及び沖縄総合事務局（以下「本省等」という。）にそれぞれ緊急災害対策派遣隊（以下「TEC-FORCE」という。）を置く。

(事務)

第2条 TEC-FORCEは、命を受けて、次に掲げる事務を実施する。

- 一 被災地における被害状況調査、被害拡大防止、早期復旧その他の災害応急対策に係る他の災害応急対策責任者への応援に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる事務を円滑かつ迅速に実施

するために必要な事務に関すること。

- 2 T E C – F O R C E は、前項に掲げる事務のほか、災害以外の事由により次条に規定する事務次官等が地方公共団体等への支援が必要と判断した場合においては、命を受けて、同条に規定する職員又は本省等の保有する資機材等を活用して、地方公共団体等への支援を行うことができる。

(隊員及び隊長)

第3条 T E C – F O R C E の隊員は、高度かつ専門的な技術、知識又は経験を有する本省等の職員（非常勤職員を含む。）のうちから、大臣、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、地方支分部局の長、気象庁長官又は沖縄総合事務局長がそれぞれ指名する者をもって充てる。

- 2 事務次官、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、地方支分部局の長、気象庁長官又は沖縄総合事務局長（以下「事務次官等」という。）は、それぞれ、T E C – F O R C E を派遣する都度、派遣する隊員及び当該派遣する隊員を統括する隊長を当該派遣隊の隊員の中から指名するものとする。

(指揮監督等)

第4条 事務次官等は、それぞれ本省等のT E C – F O R C E の事務を統括する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本省災害対策本部（国土交通省災害対策本部の設置に関する訓令（平成15年国土交通省訓令第8号）第1条第1項に規定する国土交通省特定災害対策本部、同条第2項に規定する非常災害対策本部又は同条第3項に規定する緊急災害対策本部をいう。次項において同じ。）が設置されている場合における本省のT E C – F O R C E に係る第2条第1項第1号に掲げる事務についての指揮監督は、本省本部長（同令第2条第1項第1号、第3条第1項第1号又は第4条第1項第1号に規定する本部長をいう。次項において同じ。）が行うもの

とする。

3 第1項の規定にかかわらず、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局、気象庁及び沖縄総合事務局のTEC-FORCEに係る第2条第1項第1号及び第2項に掲げる事務についての指揮監督は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める者が、本省本部長等（本省災害対策本部が設置されている場合にあっては本省本部長、本省災害対策本部が設置されていない場合にあっては事務次官をいう。以下同じ。）の指揮監督を受けて行うものとする。

一 当該機関に機関災害対策本部（内閣総理大臣、国土交通大臣、国土地理院長又は気象庁長官が作成する防災業務計画（災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画をいう。以下この号において同じ。）に基づき、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局、気象庁又は沖縄総合事務局にそれぞれ設置される災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合にはあっては、防災業務計画に基づき設置される応援本部等）をいう。以下この項において同じ。）が設置されている場合 当該機関の機関本部長（機関災害対策本部の本部長をいう。次項において同じ。）

二 当該機関に機関災害対策本部が設置されていない場合 当該機関の長

4 前3項の規定にかかわらず、本省、国土技術政策総合研究所、地方支分部局及び沖縄総合事務局（当該被災地（災害以外の事由によって被害を受け、又は受けるおそれがある地域を含む。以下この項において同じ。）を管轄するものを除く。）のTEC-FORCEに係る第2条第1項第1号及び第2項に掲げる事務についての被災地における指揮監督は、当該被災地を管轄する地方支分部局又は沖縄総合事務局の機関本部長が、本省本部長等の指揮監督を受けて行うものとする。

（関係機関との連携）

第5条 TEC-FORCEは、国立研究開発法人土木研究所法（平成11年法律第205号）第15条、国立研究開発法人建築研究所法（平成11年法律第206号）第14条又は国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号）第13条に基づく国土交通大臣からの指示等により、他の災害応急対策責任者を応援し、又は地方公共団体等を支援するために国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所又は国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所にそれぞれ設置された部隊（「国立研究開発法人TEC-FORCE」と総称する。）が派遣されている場合には、当該部隊と一体となって活動するものとする。

（多様な主体との連携）

第6条 本省内部部局の長、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、地方支分部局の長、気象庁長官及び沖縄総合事務局長は、他の災害応急対策責任者を応援し、又は地方公共団体等を支援するにあたり、学識経験者をTEC-FORCEアドバイザーとして委嘱し、高度な技術的助言を得るための体制を整備するものとする。

2 本省内部部局の長、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、地方支分部局の長（事務所長を含む。）、気象庁長官及び沖縄総合事務局長（事務所長を含む。）は、災害応急対策責任者を応援し、又は地方公共団体等を支援する組織及び能力を有する法人又は団体と災害協定等を締結し、当該法人又は団体をTEC-FORCEパートナーとして位置付け、TEC-FORCEと迅速かつ円滑な連携を図るものとする。

（緊急災害対策派遣隊事務局の設置）

第7条 第3条の規定に基づく大臣及び事務次官の職務並びに第4条の規定に基づく本省本部長等の職務を助け、TEC-FORCEの管理及び運営に係る事務を処理させるため、本省に、緊急災害対策派遣隊事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(事務局の事務)

第8条 事務局は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 第3条の規定により大臣又は事務次官が行う本省のTEC-FORCEの隊員及び隊長の指名に関すること。
- 二 第4条第1項の規定により事務次官が行う事務の統括及び同条第2項から第4項までの規定により本省本部長等が行う指揮監督に関すること。
- 三 TEC-FORCEの活動計画に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、TEC-FORCEの管理及び運営に係る事務に関すること。

(事務局の組織)

第9条 事務局に、事務局長及び次長3人を置く。

- 2 事務局長は、水管理・国土保全局長をもって充てる。
- 3 事務局長は、事務局の所掌事務を総括する。
- 4 次長は、危機管理・運輸安全政策審議官、水管理・国土保全局次長及び水管理・国土保全局砂防部長をもって充てる。
- 5 次長は、事務局長を助け、命を受けて事務局の所掌事務に係る重要事項について整理する。
- 6 事務局の庶務は、水管理・国土保全局防災課において総括し、及び処理する。ただし、交通に連携する事項については、大臣官房参事官（運輸安全防災担当）において処理する。

(雑則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、TEC-FORCEの派遣及び多様な主体との連携に関する必要な事項は、国土交通省防災・減災対策本部の設置に関する訓令（令和5年国土交通省訓令第9号）第1条に規定する国土交通省防災・減災対策本部が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年5月29日から施行する。

(国土交通省防災会議の設置に関する訓令の一部改正)

2 国土交通省防災会議の設置に関する訓令の一部を次のように改正する

。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則（令和3年国土交通省訓令第28号）

この訓令は、令和3年5月20日から施行する。

附 則（令和6年国土交通省訓令第31号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年国土交通省訓令第39号）抄

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和7年6月4日から施行する。